

児童福祉法に基づく運営規程  
(児童発達支援・放課後等デイサービス共通)

キッズフロンティアⅡ番館

【運営規程】

キッズフロンティアⅡ番館

児童発達支援	放課後等デイサービス
<p>(事業の目的)</p> <p>第1条 BIZ CREATE 合同会社（以下「事業者」という。）が設置するキッズフロンティアⅡ番館（以下「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の児童発達支援事業（以下「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。</p> <p>(運営の方針)</p> <p>第2条 事業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>2 指定児童発達支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援の提供ができるよう努めるものとする。</p> <p>3 指定児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害児の保護者の所在する市町村、障</p>	<p>(事業の目的)</p> <p>第1条 BIZ CREATE 合同会社（以下「事業者」という。）が設置するキッズフロンティアⅡ番館（以下「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の放課後等デイサービス事業（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。</p> <p>(運営の方針)</p> <p>第2条 事業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>2 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。</p> <p>3 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害児の保護者の所在する市</p>

<p>害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>4 前三項のほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年 12 月 21 日条例第 86 号）に定める内容のほか厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定児童発達支援に関する指針（以下「児童発達支援ガイドライン」という。）等の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p> <p>（虐待の防止のための措置に関する事項）</p> <p>第 3 条 事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（事業所の名称等）</p> <p>第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>（1）名称 キッズフロンティアⅡ番館</p> <p>（2）所在地 千葉県松戸市新作 240-3 プレメンスト 3F</p> <p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第 5 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次の</p>	<p>町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>4 前三項のほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年 12 月 21 日条例第 86 号）に定める内容のほか厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定放課後等デイサービスに関する指針（以下「放課後等デイサービスガイドライン」という。）等の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p> <p>（虐待の防止のための措置に関する事項）</p> <p>第 3 条 事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（事業所の名称等）</p> <p>第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>（1）名称 キッズフロンティアⅡ番館</p> <p>（2）所在地 千葉県松戸市新作 240-3 プレメンスト 3F</p> <p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第 5 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次の</p>
---	---

<p>とおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1名 (常勤職員)</p> <p>管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1名 (常勤職員)</p> <p>児童発達支援管理責任者は、指定児童発達支援計画を作成し、通所給付決定保護者(法第21条の5の5に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。)及び障害児に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、6月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。</p> <p>(3) 児童指導員 2名 (常勤職員 1人 非常勤1名)</p> <p>指定児童発達支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に支援等を行う。</p> <p>(4) 保育士 1名 (常勤職員)</p> <p>指定児童発達支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に支援等を行う。</p> <p>(5) 心理指導担当職員 1名 (非常勤)</p> <p>指定児童発達支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切な心理カウンセリング・支援等を行う。</p> <p>(6) 看護師 2名 (常勤職員1名 非常勤職員1名)</p> <p>指定児童発達支援計画に基づき医療的ケアが必要な障害児に対</p>	<p>とおりとする。</p> <p>(1) 管理者 1名 (常勤職員)</p> <p>管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者 1名 (常勤職員)</p> <p>児童発達支援管理責任者は、指定放課後等デイサービス計画を作成し、通所給付決定保護者(法第21条の5の5に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。)及び障害児に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、6月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。</p> <p>(3) 児童指導員 2名 (常勤職員 1人 非常勤1名)</p> <p>指定放課後等デイサービス計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に支援等を行う。</p> <p>(4) 保育士 1名 (常勤職員)</p> <p>指定放課後等デイサービス計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に支援等を行う。</p> <p>(5) 心理指導担当職員 1名 (非常勤)</p> <p>指定放課後等デイサービス計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切な心理カウンセリング・支援等を行う。</p> <p>(6) 看護師 2名 (常勤職員1名 非常勤職員1名)</p> <p>指定放課後等デイサービス計画に基づき医療的ケアが必要な障</p>
---	---

<p>し適切な処置を行う。</p> <p>(7) 指導員 2名 (非常勤)</p> <p>指定放課後等デイサービス計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に支援等を行う。</p> <p>(営業日及び営業時間)</p> <p>第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、夏季休業(8月14日から8月16日)、年末年始休業(12月29日から1月4日)を除く。</p> <p>(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。</p> <p>(3) サービス提供日 月曜日から金曜日とする。ただし、学校休業日を除く。</p> <p>(4) サービス提供時間 月曜日から金曜日 午前9時30分から午後2時30分</p> <p>(利用定員)</p> <p>第7条 事業所の利用定員は次のとおりとする。</p> <p>指定放課後等デイサービスと合わせて10名</p>	<p>害児に対し適切な処置を行う。</p> <p>(7) 指導員 2名 (非常勤)</p> <p>指定放課後等デイサービス計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に支援等を行う。</p> <p>(営業日及び営業時間)</p> <p>第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、夏季休業(8月14日から8月16日)、年末年始休業(12月29日から1月4日)を除く。</p> <p>(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。</p> <p>(3) サービス提供日 営業日と同日とする。</p> <p>(4) サービス提供時間 ・月曜日から金曜日(学校登校日) 午後2時30分から午後5時30分 ただし、短縮授業等で下校時間が変更になった場合はこの限りではない。 ・学校休業日 午前10時00分から午後5時00分</p> <p>(利用定員)</p> <p>第7条 事業所の利用定員は次のとおりとする。</p> <p>指定児童発達支援と合わせて10名</p>
--	--

<p>(指定児童発達支援の内容)</p> <p>第 8 条 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童発達支援計画の作成、医療的ケア計画の作成</p> <p>(2) 基本事業</p> <p>(ア) 日常生活訓練 日常生活動作、歩行、軽スポーツ、学習、音楽活動、コミュニケーションツールの活用等</p> <p>(イ) 集団生活適応訓練 会話、タブレット・パソコン操作等</p> <p>(ウ) 創作的活動 絵画、工作、園芸等</p> <p>(エ) 更生相談 医療、福祉、生活の相談等</p> <p>(オ) 療育方法の指導 家族等に対する療育技術指導等</p> <p>(カ) 健康指導 健康チェック、健康相談</p> <p>(キ) 医療的ケア 医療ケアプランに基づいた医療ケアの実施</p> <p>(3) 介護サービス 更衣、排泄等の身体介助</p> <p>(4) 送迎サービス 事業所の所有する車両により、障害児の自宅と事業所との間</p>	<p>(指定放課後等デイサービスの内容)</p> <p>第 8 条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 放課後等デイサービス計画の作成、医療的ケア計画の作成</p> <p>(2) 基本事業</p> <p>(ア) 日常生活訓練 日常生活動作、歩行、軽スポーツ、学習、音楽活動、コミュニケーションツールの活用等</p> <p>(イ) 集団生活適応訓練 会話、タブレット・パソコン操作等</p> <p>(ウ) 創作的活動 絵画、工作、園芸等</p> <p>(エ) 更生相談 医療、福祉、生活の相談等</p> <p>(オ) 療育方法の指導 家族等に対する療育技術指導等</p> <p>(カ) 健康指導 健康チェック、健康相談</p> <p>(キ) 医療的ケア 医療ケアプランに基づいた医療ケアの実施</p> <p>(3) 介護サービス 更衣、排泄等の身体介助</p> <p>(4) 送迎サービス 事業所の所有する車両により、障害児の自宅と事業所との間</p>
---	---

<p>の送迎を行う。</p> <p>(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)</p> <p>第9条 指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。</p> <p>3 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。</p> <p>指定児童発達支援で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。</p> <p>4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。</p>	<p>の送迎を行う。</p> <p>(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)</p> <p>第9条 指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。</p> <p>3 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。</p> <p>指定放課後等デイサービスで提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。</p> <p>4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。</p>
---	---

<p>(通常の事業の実施地域)</p> <p>第 10 条 通常の事業の実施地域は、松戸市の全域とする。</p> <p>(サービス利用に当たっての留意事項)</p> <p>第 11 条 利用者は、サービスの利用に当たっては、「キッズフロンティア利用マニュアル」に規定する内容に留意すること。</p> <p>(利用者負担額等に係る管理)</p> <p>第 12 条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援を受けたときは、当該指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援等に係る費用基準額から法第 21 条 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。</p> <p>この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援等に通知するものとする。</p> <p>(緊急時等における対応方法)</p> <p>第 13 条 現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。</p>	<p>(通常の事業の実施地域)</p> <p>第 10 条 通常の事業の実施地域は、松戸市の全域とする。</p> <p>(サービス利用に当たっての留意事項)</p> <p>第 11 条 利用者は、サービスの利用に当たっては、「キッズフロンティア利用マニュアル」に規定する内容に留意すること。</p> <p>(利用者負担額等に係る管理)</p> <p>第 12 条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援を受けたときは、当該指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援等に係る費用基準額から法第 21 条 5 の 3 第 2 項の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。</p> <p>この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援等に通知するものとする。</p> <p>(緊急時等における対応方法)</p> <p>第 13 条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するも</p>
---	--



<p>(非常災害対策)</p> <p>第 14 条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第 15 条 提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。</p> <p>2 提供した指定児童発達支援に関し、法第 21 条の 5 の 21 の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して千葉県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、千葉県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。</p> <p>3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにて</p>	<p>のとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第 14 条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。</p> <p>(苦情解決)</p> <p>第 15 条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。</p> <p>2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第 21 条の 5 の 21 の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して千葉県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、千葉県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。</p> <p>3 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにて</p>
---	--

<p>きる限り協力するものとする。</p> <p>(その他運営に関する重要事項)</p> <p>第16条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。</p> <p>(1) 採用時研修 採用後2カ月以内</p> <p>(2) 継続研修 年2回</p> <p>2 職員は、その業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するものとする。</p> <p>3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。</p> <p>4 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の同意を得ておかななければならない。</p> <p>5 事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うものとする。</p> <p>6 事業所は、概ね1年に1回以上、児童発達支援ガイドラインを踏まえて、提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行い、</p>	<p>きる限り協力するものとする。</p> <p>(その他運営に関する重要事項)</p> <p>第16条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。</p> <p>(1) 採用時研修 採用後2カ月以内</p> <p>(2) 継続研修 年2回</p> <p>2 職員は、その業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するものとする。</p> <p>3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。</p> <p>4 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の同意を得ておかななければならない。</p> <p>5 事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うものとする。</p> <p>6 事業所は、概ね1年に1回以上、放課後等デイサービスガイドラインを踏まえて、提供する指定放課後等デイサービスの質の評価</p>
--	--

<p>その内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>7 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。</p> <p>8 事業者は、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。</p> <p>9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は BIZ CREATE 合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。</p>	<p>及び改善を行い、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>7 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。</p> <p>8 事業者は、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。</p> <p>9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は BIZ CREATE 合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。</p>
--	--